



Title	カデイス議会とアメリカ問題
Author(s)	中本, 香
Citation	Estudios Hispánicos. 2015, 39, p. 65-92
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/98023
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

カディス議会とアメリカ問題

中 本 香

はじめに

スペイン近代史研究において、カディス議会ならびに同議会の立法事業は考察対象として常に重要な位置を占めてきた¹。ただし、国民主権、三権分立、個人の諸権利の認知などを柱とする「1812年憲法」(カディス憲法)を²、自由主義的理念の結晶であるかのごとく語るとはもはやスペイン史の「神話」の一つだったと言わざるをえない³。カディス議会に「自由主義的ブルジョワ革命」の始動を見るアルトラの見解は否定されないとしても、カディス憲法の近代性のみを強調することはもはや一面的評価との批判を免れない。たとえば、カトリックを国教として定めた第12条にみられる宗教的不寛容性は、近代初頭スペインにおける自由主義の限界の証左というよりは、ポルティエリョも指摘するようにカトリックを本質とするスペイン固有の文化に

- 1 研究史については、主に Flaquer Montequi, Rafael, “‘Las Cortes de Cádiz’ diez años después: historiografía y balance”, en Artola, Miguel (ed.), *Las Cortes de Cádiz*, Madrid, Marcial Pons, 2003, pp.249-272, を参照した。この論文は、雑誌 *Ayer* (revista de la Asociación de Historia Contemporánea) の創刊号(1991年)を学術書として刊行するにあたり新たに掲載されたもので、特に1987年以降の研究動向を詳しく追っている。
- 2 スアレス・ベルダゲルは、カディス憲法の要点として、国民主権、三権分立、中央集権的国家行政、代議制ならびに代議員の不可侵性、表現の自由、個人の権利の不可侵性、政治権力と宗教間の新たな関係性などを認めたこと、またブルジョワジーの政治権力への接近の契機となったことを挙げている。Suárez Verdaguer, Federico, “Las Cortes de Cádiz”, en *Historia de España y América. Del antiguo régimen hasta la muerte de Fernando VII*, t.XII, Madrid, 1981, nota 19, p.332, cit por Martíre, Eduardo, “Proyección del liberalismo gaditano en los países de América”, en *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988. Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988)*, Cortes de Castilla y León, 1990, vol. I, p.689.
- 3 アルトラの研究は、カディス議会で展開された一連の政治的変化に同時代のヨーロッパの政治的変化と同様の革新的性格を認め、この後のブルジョワジー主体の自由主義革命の契機となったと指摘した点で画期的だった。Flaquer Montequi, R., *op. cit.*, pp.254-255.

起因するともいえるだろう⁴。また、カディス憲法は、南欧やとりわけラテンアメリカの自由主義運動に大きな影響を与えたことでも知られるが、このように後続の運動にとって現実的な模範例となりえたことも、スペインの自由主義のドラスティック過ぎない特性によって説明できるという指摘もある⁵。

現在では、研究者の専門性に基づきながら様々な観点からの分析が行われ、その蓄積によって多面的なカディス議会の実像が浮き彫りになっている。その中の一面が、アメリカ問題 (la problemática americana) に取り組むカディス議会の姿である。カディス議会は、アメリカの領土に初めて代表権が認められた国民議会として知られ、また、スペインというネイション (la Nación española) を「両半球のすべてのスペイン人の集合体である」と定義した第1条は、フランス革命由来の平等の原則の具現化を思わせる。しかし、カディス議会のこれらの措置は、海外領土の住民が本国の住民と同格・平等にスペインというネイションに統合された結果としてではなく、建設され始めて間もないネイションが自らに行った問題提起の一つの形として理解すべきであろう。それまで当事者間で正式に扱われることのなかったアメリカ問題を通じて、アメリカ代表の代議員たち、あるいは彼らの背後にあるアメリカ社会が、彼ら自身の自由主義に依拠しながら理想のネイションを論じ、スペイン本国の自由主義の代議員たちのネイションの理想に戦いを挑んだ。またそれは、半島の利害とアメリカの利害の対立でもあった。

したがって、チュストが強調しているように「(スペイン本国に限定されない) イスパニアの尺度 (los parámetros hispanos)」を考慮しながら⁶、またポルティエリョが提示するように「大西洋を挟んで位置しているイスパニア

4 Portillo Valdés, José María, *Revolución de nación. Orígenes de la cultura constitucional en España, 1780-1812*, pp.90-92, cit. por. González Adánez, Noelia, “El Absolutismo y la Constitución de Cádiz: consideraciones sobre la gestación del “poder responsable” en la crisis del Antiguo Régimen”, en *Política y Sociedad*, vol.40, no.3, 2003, p.229.

5 Martiré, E., op. cit. (“Proyección del liberalismo...”), p.679.

6 チュストのこの指摘は、「アメリカが革命を条件づけている América condiciona la revolución」という観点に基づくものである。Chust Calero, Manuel, “América en el proceso revolucionario burgués español”, en Gil Novales, Alberto (coord.), *La revolución liberal: Congreso sobre la Revolución Liberal española en su diversidad peninsular (e insular) y americana (Madrid, abril de 1999)*, Madrid, Ediciones del Orto, 2001, pp. 505, 507 y 509.

世界 (el atlántico hispano)」に視界を広げて観察することが⁷、カディス議会ならびにそれを起源とする「革命」の意義を考察する際には不可欠であると考える。本稿の目的は、これら先行研究に従いつつ、「アメリカ問題」の議論に直接・間接的に関与した当事者たちのイデオロギーの形成やテーマ設定の分析、並びに議論の過程の再構築を通して、近世初頭スペインの自由主義の実態に迫ることにある。スペイン本国とアメリカの相互的な作用の連続として理解することによって、複合王政スペインがネイション・ステートへの過渡期に直面した問題を浮き彫りにしたい。

1. 「革命」の始動

1) アメリカ問題の表面化

アメリカ（本稿では、スペイン王権の支配領域であったインディアスを総称してこう呼ぶこととする）の統治制度の改革に本格的に着手されたのは、カルロス3世の治世である。父フェリペ5世の治世に始まった副王領・軍管区の再編事業が拡大されただけでなく、ヌエバ・エスパーニャ副王領の政治腐敗撲滅を目的とした巡察官ホセ・ガルベスの派遣などの政策が、啓蒙派官僚による「上からの改革」の一環として実施されたのである。それらはいずれも植民地支配の強化と合理化を意図した帝國的視点からの改革であった。王権から派遣される役人の政治的優位性も依然として強く、それら「半島人 (los peninsulares)」と現地社会との軋轢は、ペルー副王領のトゥパクアマルの反乱 (1780—1782 年) など、しばしば深刻な事態に発展した。

このように18世紀末まで続いた事実上の植民地支配は、19世紀初頭、図らずも外部的要因によって見直しを迫られた。1808年5月、スペイン・ブルボン王家に王冠を放棄させスペイン王国の全権継受に成功していたナポレオンの誘導により、バイヨンヌで開催される名士会議にアメリカの代表を出席させる旨が決定されたのである⁸。また同年7月、ボナパルト朝ホセ1世

7 Portillo Valdés, José María, “El nacimiento de la política moderna en el Atlántico hispano”, en VV.AA., *El nacimiento de la política en España (1808-1869)*, Madrid, Editorial Pablo Iglesias, 2012, p.76.

8 出国直前のフェルナンド7世からスペイン王国の統治を委任されていた「最高統治評議会 Junta Suprema de Gobierno」と、空位状態のスペイン王権の暫定的代行者としてナポレオンから指名され同評議会の委員長に就任したミュラーとの間で、前者が後者に譲歩する形で合意に至った。

の名において欽定憲法として公布された「バイヨンヌ憲法」でも、スペイン本国とアメリカの間に権利の平等が定められ（第 87 条）、アメリカの経済活動にも本国と同等の自由が認められた（第 88 条、第 89 条）⁹。

ボナパルト朝のこのような寛容政策に、この時の暫定的スペイン当局すなわち「最高中央評議会（la Junta Suprema Central）」（1808 年 9 月 25 日結成）は対抗せざるをえなかった。また、祖国防衛のための戦争を継続させるためにはアメリカからの安定した送金が不可欠であるという現実的な問題も軽視できなかった¹⁰。このような状況の中で、同中央評議会が、ホセ 1 世の政権への対抗策として、また同時にアメリカの懐柔策として 1809 年 1 月 22 日に公布したのが、「スペインがインディアスに有する広大で貴重な領土は、諸外国の領土のような植民地ではなく、スペイン王国の本質的かつ統合的な一部である」と明言し、アメリカの 4 つの副王領および 5 つの軍管区に同評議会への代表権を認めた法令である¹¹。

そしていよいよ、議会の扉がアメリカに開かれる時が訪れる。最高中央評議会の第二代議長アストルガ侯爵が、ホベリャーノスを長とする準備委員会からの提言に基づいて、国民議会の開催を公表したのがその第一歩である（1809 年 10 月 28 日）¹²。同議長はまず、「我々を苦しめた侵略と現在続行中の戦争は、恥ずべき抑圧、そして不当極まりない暴政の結果である」として旧体制を痛烈に批判したうえで、「民衆にとっての権利であり、政府にとっての義務」である議会を、「我々の旧来の議会に見られた限定的で排他的」でない形式で開催することを宣言した¹³。

9 Chust Calero, Manuel, “Las Cortes de Cádiz y la problemática americana”, en *Las Cortes de Castilla y León, 1811-1988. Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988)*, Cortes de Castilla y León, 1990, vol.1, pp.717-718.

10 Chust Calero, Manuel, “La vida política”, en Chust, Manuel (coord.), *Crisis imperial e independencia*, Tomo 1 de *España* (dir. por Canal, Jordi), Madrid, FUNDACION MAPFRE, 2010, p.66.

11 Martíre, E., op. cit. (“Proyección del liberalismo...”), pp.671-672. この法令を起草したのは、独立戦争勃発直後に『愛国的詩集』を出版したロマン派詩人としても知られるキンタナだった。Chust, M., op. cit. (“Las Cortes de Cádiz...”), p.718.

12 初代議長で議会開催に消極的だったフロリダブランカが死去し、代わって議長に就任したアストルガ侯爵が、ホベリャーノス一派人に全幅の信頼を寄せたことが、議会招集決定に大きく影響した。Torres Ibáñez, Juan, “Diputados hispanoamericanos en las Cortes de Cádiz”, en *Enlace Enred*, no. 21, julio 2011, p.40.

13 Martíre, E., op. cit. (“Proyección del liberalismo...”), p.672.

その後、同評議会は独立戦争の指揮という使命を完遂できず自ら解散したが（1810年1月29日）、この時、最高行政組織としての重責、そして議会招集の課題は、「スペインならびにインディアス摂政会議（*el Consejo de Regencia de España e Indias*）」に託された。この摂政会議がメンバー5人中一人をアメリカの代表者にしたこと、また同会議が最初に公布した法令（1810年2月14日）が、海外領土からの代表招集を命じるものであったという事実は、戦費調達が先の最高中央評議会の時以上に困難になっていたことを物語っている。この法令の文言にも、アメリカに「すり寄る」姿勢が表れている。

「革命勃発当初から、パトリアは、これらの領土がスペイン王国の統合的かつ本質的な一部であると宣言した。それゆえに、この領土には、本国と等しい権利と特権が帰属する。不朽の平等と公平というこの原則に従い、それらの領土で出生した者たちが、すでに解体された代表的政府〔最高中央評議会〕に参加するよう招集された。その原則により、その者たちは、当政府においてもそれ〔平等と公正の権利〕を有し、また、国民議会（*las Cortes nacionales*）においても、本宣言に続く法令の規定のとおり代表を送ることによって、それを有することになるだろう。」

このように代表権の平等性を明示したうえで、「旧政府の統治者たちの横暴と無能さ故にこれらの地域で引き起こされた全ての弊害、害悪、災いを明らかにし、それに対処すべき人物」を、「行政区の中心都市（*capital cabeza de partido*）」から一名ずつ議会に送るよう要請したのだった¹⁴。

以上のように寛容な姿勢を示した法令に、スペイン本国のメンバーが「過剰な自由」であると抗議する中¹⁵、アメリカ各地で代議員の選出が始まるが、先に摂政会議が指定していた期日までに開催地イスラ・デ・レオンに到着できた代表は実質上皆無だった¹⁶。そこで摂政会議は、同年9月8日、議員代

¹⁴ Ibid., pp.673-674.

¹⁵ 「過剰な自由」発言は、アストゥリアスの代議員アルグエジェスのものである。Chust, M., *op.cit. (Las Cortes de Cádiz...)*, p.718.

¹⁶ プエルト・リコ代表のパウエルは、先の最高中央評議会の招集を受けて地元で選出されすでにカディス入りしており、今回の互選で代行の一員として選出された。のちに改めて地元市参事会の指名を受け、正式な代議員となる。

行 (los suplentes) を現地カディスで選出すること、またその人数を 28 名とする旨を決定し、現地在住の 177 名のアメリカ出身者の互選によりこれを選出させたのだった¹⁷。

こうして 1810 年 9 月 24 日、「臨時王国議会 (las Cortes Generales y Extraordinarias)」の開幕へと至る。この日、エストレマドゥラ代表ムニョス・トレロによる開会宣言に続き、バイヨンヌにおける王冠放棄の無効が「ネイションの合意」として明言され、フェルナンド 7 世への忠誠が宣言された。また、同じくエストレマドゥラ代表のマヌエル・ルハンによって、国民主権、三権分立、代議員の不可侵性、憲法制定などの具現化を目指す第 1 号法令の草案が読み上げられ、その場で可決された。ただし、満場一致で承認されたわけではなく、アメリカの代議員代行たちは、この法令の文言に代表権問題への言及がないことに不満を表明し、同法令をアメリカで公布する際に添える宣言文の作成を要求した¹⁸。

その結果として 1810 年 10 月 15 日に制定されたのが、「アメリカの住民と半島の住民の間に代表権と諸権利の平等」を認めた第 5 号法令である。スペイン本国の代議員は、この法令を通じて彼らの寛容な姿勢を十分にアピール出来たと考えた。しかし、平等が明確に定義されていないこの法令は、むしろアメリカ側の強い抗議行動を惹起する契機となった。

この後の本格的な議論の経過については後述するが、ここで注目したいのは、すでに王国議会開催以前から、最高中央評議会ならびに摂政会議の対アメリカ政策の方向性に対して、アメリカ社会において抗議や意見表明が始まっていたことである。上述した第 1 号法令に対するアメリカの代議員代行たちの抗議も、彼らの祖国におけるそのような深刻な状況への対応を求める行動だったのである。

17 海外領土全体の代行の人数は、30 人と決定された。その内訳は、メキシコ副王領 7 人、グアテマラ軍管区 2 人、サントド・ミンゴ島 1 人、キューバ 2 人、プエルト・リコ 1 人、リマ副王領 5 人、リオ・デ・ラ・プラタ副王領 3 人、ヌエバ・グラナダ副王領 3 人、チリ軍管区 2 人、カラカス軍管区 2 人、フィリピン 2 人である。Rieu-Millán, Marie-Laure, “Los diputados americanos en las Cortes de Cádiz: Elecciones y representatividad”, en *Quinto centenario*, no.14, Universidad Complutense, 1988, p 56; *Los diputados americanos en las Cortes de Cádiz: igualdad o independencia*, Congreso Superior de Investigaciones Científicas, 1990, pp.2-3.

18 Martiré, E., op. cit. (“Proyección del liberalismo...”), pp.681-685.

2) アメリカにおける革命の始動

スペイン本国の政治当局の政策に過敏に反応したのは、自由主義思想の影響を受けた、クリオーリョ家系に属するエリートだった。アメリカには18世紀末から主にスペイン人を介して啓蒙思想が流入しており¹⁹、この旧弊打破の合理的思想に感化された知識人が、公正と平等を説く自由主義の理念を肯定的に受け入れたのは当然のことである。アメリカ独立革命やフランス革命の成功例とその理念に刺激を受けた知識人の存在は、植民地を管轄する当局からは危険視されていた。例えば、リオ・デ・ラ・プラタ副王アビレス（任期1799年5月～1801年5月）は、ブエノス・アイレスにすでに離反運動の兆候があり、その要因が「副王領に到来する外国人からの汚染」にあることを本国のインディアス会議に報告しており、またアビレスの後任デル・ピノも、1802年6月、社会的変化として「カフェの中や外で、談論し、意見を述べ開陳する自由」に言及し、それが「道徳と政治に少なからず退廃を引き起こしている」実状を伝えている²⁰。

このように、一部ではすでに自由主義の理想が熟していた中、スペイン本国で生じた様々な政治的変化のニュースが少し遅れてアメリカにも伝えられた。百戦錬磨のナポレオン軍に対して予想外の勝利を収めた（1808年7月19日バイレンの戦い）という知らせにアメリカが驚きと歓喜に包まれる中、最高中央評議会が結成されたこと、また同評議会が海外領土を王国の本質の一部と表明したことが伝えられると、クリオーリョは同評議会を肯定的に評価し、「ネイションの主権を担う組織（Cuerpo Soberano Nacional）」として受け入れる姿勢を見せた²¹。また海外領土の代表選出を命じた摂政会議の法

19 ジョセフ・ペレスは、当初クリオーリョという少数派のみに影響を与えた啓蒙思想が最終的にはアメリカの社会を大きく変革させるに至ったとするギジェルモ・セスベデスの見解を理解したうえで、クリオーリョも当初は啓蒙思想に強い拒絶反応を起こしたことを明らかにしている。アメリカ社会で特権的地位を享受していたクリオーリョは、当時ヨーロッパから伝えられたフランス革命の顛末に衝撃を受けたが、この市民革命の政治イデオロギーとスペイン人経由でかなり遅れてアメリカに伝播した啓蒙思想の関連性も明白なものと理解したのだった。また、フランス領サン・ドマング（ハイチ）の黒人奴隷の革命も、彼らを驚愕させた事例となった。Pérez, Joseph, “Las luces y la independencia de Hispanoamérica”, en Pérez, Joseph y Alberola, Armando (eds.), *España y América entre la Ilustración y el liberalismo*, Casa de Velázquez, Instituto de Cultura “Juan-Gilberto”, 1993, p.69-76.

20 Martiré, E., op. cit. (“Proyección del liberalismo...”), p.670.

21 Ibid., p.672; Chust, M., op. cit. (“La vida política”), p.69.

令（1810年2月10日）に記された、「アメリカのスペイン人（los españoles americanos）よ、あなた方は、自由な人間の尊厳〔を有する存在〕へと高められるでしょう」「あなた方は、中央の権力からもっとも遠く位置していながら、もっとも厳しい抑圧の下に置かれていた、かつてのあなた方ではない」という文言も、自由主義的革命を推進するスペイン当局からのメッセージとして受け止められた。さらに、地元のジャーナリズムも、スペイン本国の自由主義運動に関する報道を積極的に転載し、アメリカの知識人の政治的関心を刺激した²²。

マルティレが指摘するように、これらのニュースやプロパガンダが、本国優位の統治に不満を抱くアメリカのエリートに、「半島で勃発した革命の一翼を自分たちの土地で担わなければならない」という意識を抱かせることに貢献したと考えられるが²³、その反応は一樣ではなかった。

一つは、スペインの革命に、自分たちの革命を正当化するための理念的根拠を見出したカラカスやブエノス・アイレスなどのケースである。オカーニャの戦いでの敗北（1809年11月19日）以降の劣勢と、それに伴う摂政会議の敗走の知らせは、これらの地域のクリオーリョに、スペイン本国の行政機関からの離反を決意させた。その決意が独自の統治組織すなわち「評議会」の結成という行動に表れたのである。とりわけ積極的に活動したのが、カラカスの評議会（1810年4月結成）とブエノス・アイレスの評議会（1810年5月結成）であり、事実上の独立運動をスタートさせていた²⁴。

アメリカでのこのような動向を深刻なものと理解した摂政会議は、国民議会開幕直前の1810年9月6日、リマ副王を介してこの事態に強く抗議する「訓示（proclama）」を公表したが、翌年、ブエノス・アイレスでは、この抗議文に注釈と反論を加えた形式の文書が出版されている²⁵。

この文書の筆者「アメリカ人（El Americano）」は、第一に、アメリカが従

22 例えば、1809年9月に死去した第二代ウスタリス侯について、彼の自由主義者としての貢献を強調したセビーリャ発行の新聞記事が、1810年1月5日のブエノスアイレスの新聞に転載されるなどした。Martiré, E., op.cit. ("Proyección del liberalismo..."), pp.670-674.

23 Ibid., p.672.

24 Portillo, J. M., op. cit. ("El nacimiento de la política moderna..."), pp. 77-79.

25 *Explicaciones y Reflexiones sobre la última proclama que ha dirigido a la América el Congreso de Regencia, Gobernador de Cádiz y la Isla de León, el 6 de septiembre de 1810*, publicadas en Buenos Aires, 1881, citadas por Martiré, E., op. cit. ("Proyección del liberalismo..."), pp. 675-678.

来通りの従属を強いられていることに強く反発している。というのも、本国が彼らに求めている従属とは、「これまでスペイン人に大きな利益をもたらしてきた、そしてカディスの商人の富裕化に貢献してきた独占」を今後も容認することを意味していたからである。この言説は、経済的な主従関係の解消を求めるブエノス・アイレスのブルジョワジーの利害を強く反映するものである。

また筆者は、中央評議会と摂政会議に革命の主導者としての技量が欠けていることを批判しながら、アメリカが「半島の人間の雄叫び」と共に蜂起したこと、つまり本国で始まった革命の理想の継承者であることを自負している。続いて、幽閉中のフェルナンド7世の權威の受託者であることを理由に摂政会議がアメリカに服従を強いていることについても、人民が王に委任した主権は、王が不在の今、人民が回復すべきであること、またそれは人民が選出した者たちが引き受けるべきであることを論じたうえで、「スペイン人がそう言っている。そして我々はそれを主張しているのだ」と述べている。ここでもまた、アメリカの運動の理念がスペインから伝来したものであることが強調されている。

さらに、「半島の人間〔議員〕は、彼らを選出した人民の権力をあちら〔半島〕で代表し」、「ここ〔アメリカ〕では我々の政府がアメリカの人民を代表する。これ以上に公正なことはない」、「我々は、我々のものを建設するという不可侵の権利を有する」として、固有の国家建設の合理性を訴えた。マルティレによれば、この文書は、この時期に数多く流布した同種のプロパガンダの一例にすぎない。すでに離反運動が始まっていた地域特有の過激性を帯びているだけに、この後の各地の独立運動でも援用可能なモデルとなっただろう。

一方、独立ではなく、フェルナンド7世への忠誠を維持し王政の中に留まりながら、憲法制定を通じた統治システムの改革の可能性に賭けるという選択をしたクリオーリョも少なくなかった。この傾向は特にヌエバ・エスパーニャ副王領やペルー副王領に強く見られ、代表を介してスペイン王国の統治システムの根本的改革を目指した。したがって、しかるべき人数の代表を議会に送り込むことが彼らにとって最優先課題だったのである。

3) アメリカ代表議員が背負った使命

アメリカの各地で選出される代議員が地元からの「指令」を携えてカディスに着任するまで、彼らの名代の責務を果たしたのが代議員代行である。こ

ここで興味深いのは、開幕当初から議論に参加した代行議員のイデオロギー的・社会的背景に着目したベルエソの研究である²⁶。ベルエソが注目したのは、カディスで互選された代行議員 28 名のうち、16 名が軍に所属していたという事実である。地元での選出を経て後に議論に参加する正式な代議員 (los diputados propietarios) 36 名中、軍人はわずか 1 名のみというデータと比較すると、その比率の高さが際立っている。しかも、16 名全員が軍の序列の中で准尉以上に位置し、うち 7 名にいたっては、ほぼ本国人で独占されていた幹部に例外的に所属していた。そしてこのことは、彼らが生まれたアメリカの社会に独特の事情に起因した。18 世紀のスペイン王権にとって、市場拡大を狙うイギリスの攻撃からアメリカを防衛することは重要な課題だったが、逼迫した財政下にあつて、国庫からその費用を捻出することは困難だった。そこでスペイン政府は、アメリカ社会のブルジョワジー、すなわちクリオーリヨ家系の子息を軍の重要な職務に登用するのと引き換えに、防衛費の大部分をクリオーリヨに負担させたのだった。こうして、クリオーリヨ家系の出身者が軍の上層部に組み込まれ、彼らを通して、2 つの集団の間に強い結束が生まれていた。

そのようなクリオーリヨを母体とする軍人の多くが、スペインで独立戦争を体験した。非合理的な支配からの独立という大義のために戦った彼らにとって、そのような理想を掲げるスペインが、一方ではアメリカに対して植民地的支配を続けていることは到底容認できなかった。また、戦争を通して敵軍のフランス兵士や盟友であるイギリス兵士と接触するなかで自由主義の理念に触れ、それに感化された者も少なくなかった。軍隊所属の議員代行者たちの中で、クリオーリヨの政治・経済的利害と革命の思想が結びついたのである。

これら軍隊出身者も含む議員代行者たちは、2 名を除き、遅れてカディスに到着する正式な代議員に順次とって代わられていくが²⁷、クリオーリヨが

26 Berrueto León, María Teresa, "La actuación de los militares americanos en las Cortes de Cádiz (1810-1814)", *Revista de Estudios Políticos* (Nueva Epoca), no.64, abril-junio 1989, pp.235-238.

27 臨時議会ならびに憲法制定後の通常議会を通して、86 名が海外領土の代議員としてカディス議会に参加した。そのうち、カディスで互選された代行が 29 名 (プエルト・リコ代表パウエルを含む)、市参事会から選出された正式の議員が 36 名 (このうち 2 名は、開幕当初は代行として出席していたが、後に地元の市参事会で正式な代議員として選出され引き続き議会に参加した)、1812 年憲法の規定に即して選出され通常議会に参加した議員が 23 名であった。Rieu-Millán, M.L., op. cit. ("Los diputados americanos..."), p.66.

支配する市参事会で人選された彼らもまた当然ながら各々の出身都市のブルジョワジーの代表者だった。このようなアメリカの代表議員たちの関心が直接的に表現されたのが、1810年12月16日、彼らが議会に提出した11項目から成る提案である。これは、先に公布されていた「半島と海外領土の諸権利の平等」を定めた第5号法令に具体性を求めるものだった。スペイン本国と平等の代議員選出制度、平等の公職登用、アメリカにおける経済活動の各種自由化などを要求したこれらの提案には、代議員たちの背後にあるアメリカのブルジョワジーの関心が明確に表れている²⁸。植民地支配の枠組みの撤廃とイスパニア規模の市場の基盤づくりを念頭に置いたこのような要求について、チュストは「グレートブリテンのコモンウェルスに1世紀も先んじた計画」と評価している²⁹。

もちろん、アメリカ代表の議員の中にも、出身地や所属する共同体の利害に左右されることなく純粋に自由主義の理想を信奉していた者もいた。ヌエバ・グラナダ副王領キト出身のメヒア・レケリカは、神学・医学・植物学で秀でた教養人であったが、母親がメスティソであったことから社会的差別を受け、新たな居場所を本国に求めた人物であった³⁰。そして、マドリード滞在中、有名な「1808年5月2日ならびに5月3日の事件」を目の当たりにした彼は、武装蜂起した市民の勇敢な姿に感銘を受け、以後、「解放を求める戦い」と「自由のための政治的戦い」を熱狂的に支持することになる。このようにアメリカ問題に対して関心が薄かった彼は、他のアメリカ代表とは異なり、海外領土の利益に関わる議論に積極的に参加することはなかったが、

28 11項目の要求内容については、Chust, M., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), pp.719-720, を参照。経済の自由に関連する要求項目のうち、カディス議会で承認されるのは、水銀の自由な採掘のみである（1811年1月26日）。生産業の自由については、農業部門でオリーブとブドウの栽培を認めたのみで、工業生産は依然として厳しく規制されるなど、本国優位の経済体制が志向された。

29 Chust, M., op. cit. ("La Pepa, una constitución para América", en *La Aventura de la Historia*, no.44, Editorial Arlanza, junio de 2002, p.78.

30 メシアの学問的背景と経歴、カディス議会での功績については、Rieu Millán, Marie-Laure, "José Mexía Lequerica, un americano liberal en las Cortes de Cádiz", en Pérez Joseph y Alberola, Armado (eds.), *España y América entre la Ilustración y el liberalismo*, Casa de Velázquez, Instituto de Cultura "Juan-Gil Alberto", 1993, pp.77-90 を参照。メシアを自由主義者として評価することに異論の余地はないが、彼の革命家としての姿は、後のエクアドル共和国の民主化運動の中で誇張されたようである。カディス議会での彼は、革命をスムーズに実行することを優先し、そのためにむしろ妥協的に活動した「現実的」自由主義者だった。

憲法制定に着手する必要性を訴えた1810年12月8日の彼の主張が翌日の「憲法草案策定委員会」設置決議につながり、また後に第9号法令として公布される「出版の自由」を提起するなど³¹、カディス議会の「自由主義革命」の進展に深く関わった人物だと言えよう。

2. 代表権議論におけるネイションと国民主権の捉え方

1) 代表権の平等をめぐる議論の開始

アメリカの代議員たちが提出した11項目の要求は、彼らにとっては「母なるパトリアとの結びつき (*los vínculos con la Madre Patria*)」を維持するため、すなわちすでに一部で始まっていた独立運動を抑えるために必要最低限の改革だった³²。これらのうち、スペイン本国優位の経済的関係の解消を求める要求は、厳しい戦争を続行中のスペインにとって重要な資金源の喪失を意味することから、議題としてすぐに取り上げることは不可能だった。唯一、公正な代表選出制度を主張する第一項目に関しての議論が、1811年1月9日に始まった。

議会構成において数的優位を獲得することは、今後の重要な立法、特に新しいネイションにおけるアメリカの位置づけを定める様々な立法を左右するという意味で、アメリカの代議員にとって最優先の課題だった。一方の本国の代議員は総じてこれに抵抗した。多数派である自由主義の代議員たちは、政治イデオロギー上アメリカの要求を完全に否定することはできなかった。しかし、この要求に沿った代表制度を是とすればそれに従っていない現行の議会の合法性が問われ、それまでの立法が無効となるばかりか、アメリカでの選挙実施と選出者の到着を待つ間に立法事業が滞ることが懸念されたのだった。とりわけ、フランス軍に包囲された深刻な状態のなか、一刻も早く憲法制定を実現したい進歩派は、憲法の草案策定を優先し、アメリカ問題に関する議論は先送りすべきだと主張している³³。かくして1月18日の投票では、反対64票に対して賛成54票という結果でアメリカの要求は否決された³⁴。しかしながら、

31 Martiré, E., op. cit. ("Proyección del liberalismo..."), pp.685 y 687.

32 Chust, M., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), p.725.

33 Ibid., p.722.

34 Ibid., p.729.

僅差での否決、しかも本国の代議員からも少なからず賛同を得たことに、アメリカの代議員たちは状況逆転の可能性を見たようである。議決から2日後の1月20日には、現行の議会構成の欠陥を不問とする妥協的姿勢を示しながら再審議を求める発言も確認される³⁵。一方、1月23日に意見表明したメキシコ代表モラレス・ドゥアレスは、すでに公布されている法の有効性を認めながらも、彼らが求める公正な選出制度に基づく選挙の即時実施を求めた。その後、同年2月7日に再度投票が行われ、「代表権の平等」という原則については賛成124票対反対4で可決されたが、この原則を現行の議会にも適用するという提案は賛成61対反対69で否決された³⁶。このような僅差の結果に満足できないアメリカの議員たちは、この後の憲法策定の議論を通して、真の平等を主張し続けることになる³⁷。

ところで、彼らが求めた公正な選出制度とは、選挙人数に比例した数の代表を選出することを意味したが、多様な構成を見せるアメリカ社会の中で、どこまでを有権者と認めるかが具体的な論点だった。スペイン本国の約1000万人に対し、1500～1600万人の人口を擁するアメリカにおいて、それぞれ600万人と推定されたインディオとカスタ（アフリカ起源の住民）にも被代表権を認めることの是非をめぐり³⁸、スペイン本国の代議員とアメリカの代議員との間で激しい攻防戦が展開されたのである³⁹。その議論の展開については、立石氏の論文において詳細な考察が行われており、インディオに

35 1811年1月20日、アメリカ代議員側は、「代表制度を完成させるべき代議員の不在は、現在の議会の審議の障害とはならず、またその合法性、有効性、確実性を妨げない」と発言している。Ibid., p.730.

36 Ibid., p.731.

37 カディス議会のアメリカ問題に取り組む姿勢に疑問を持ち、真の平等の実現という希望を早々に捨てたアメリカの代議員も例外的に存在した。ヌエバ・グラナダ副王領の議員代行カイセドとサント・ドミンゴ島の議員代行アルバレス・デ・トレドはともに独立戦争で活躍した軍人であり、自由主義の理念の具現化を目指してカディス議会に参加したが、1812年憲法が制定される前の1811年5月と6月に自ら代議員の職を辞してアメリカへ戻り、前者はコロンビアの、後者はキューバとメキシコの独立運動に身を投じることとなる。二人の経歴、独立戦争との関わりについては、Berruazo León, M. T., op. cit. ("La actuación de los militares..."), pp. 242-244, を参照。

38 19世紀初頭のスペイン本国ならびにアメリカの人口に関する数値については、Chust, M., "Las Cortes de Cádiz..." の p.730, を参照した。

39 アメリカの代議員全員がインディオやカスタへの参政権付与に賛成していたわけではない。ハバナ選出のハウレギ、ペルー出身の議員代行オストラサらは、これに否定的な立場をとった。Ibid., pp.728-729.

対してはカトリックとカスティーリャ語の使用を市民認定の条件とすることで暗示的に排除したこと、またカスタに対してはより明確に憲法第 22 条で「徳と功績により市民への扉が開かれる」と規定することによって、事実上その可能性を否定したことが明らかにされている⁴⁰。

2) カディス議会の代議員のネイション観

以上のような代表権の平等をめぐる議論は、半島とアメリカの代議員あるいは彼らが代弁するそれぞれのブルジョワジーの利害だけを反映しているのではない。今まさにネイション・ステートを構築しているカディス議会において、その基礎をなす部分に関しての考え方の違いが表面化していたのである。

ナポレオン軍の侵略をきっかけとしてスペイン人を祖国防衛の戦いに駆り立てたパトリオティズムは、一部ではロマン主義の文化的運動を惹起したが、一方でその愛国的意識が政治的ナショナリズムとして表現された舞台がカディス議会だった。バレラによれば、そこに集った代議員たちは、「スペインというネイションの政治的一体性 (la unidad política de la nación española)」については意見が一致しており⁴¹、またこのネイションが主権の担い手であるとの認識も共有していた。しかしその解釈の仕方は一つではなかった。

ネイションを、諸要素の有機的共同体として捉えていたのが、追従派 (los serviles) と呼ばれた絶対君主制支持者とアメリカの議員たちだった。このうち前者は、王権を「頭」、人民を「身体」に見立て、王権と様々な地域あるいは様々な身分との一体性を強調したスコラ学的国家イメージを示したが、後者は、王権への忠誠を尊重しあくまでも「スペイン王国」という枠組みを前提としながらも、この王国を個人と地域 (los territorios) または県 (las provincias) の集合体と捉え、主権はそれらに個別に存すると理解した⁴²。こ

40 立石博高, 「カディス憲法とスペイン王国 国民/市民の規定めぐって」, 立石博高・篠原琢編, 『国民国家と市民 包摂と排除の諸相』, 山川出版社, 2009 年, 40-67 頁。

41 Varela Suanzes, Joaquín, “Las Cortes de Cádiz: representación nacional y centralismo”, en *Las Cortes de Castilla y León, 1811-1888, Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988)*, Cortes de Castilla y León, 1990, vol.II, pp.240.

42 アメリカの代議員の政治イデオロギーについて、バレラは、ルソーの人民主権論にインスピレーションを受けつつ、伝統的なインディアス法、スコラ哲学、プーフエンドルフの自然法など、多様な理念の影響がみられることを確認している。プーフエンドルフの理論は、特にアルゼンチンとウルグアイの離反運動に理論的根拠を与えた点でも重要である。Ibid., p.221.

のような主権解釈に基づくと、憲法第1条で両半球の住民をネイションの構成員として認めながら、その一方で一部を市民権から排除することは、国民主権の理念に矛盾していた。それはすべての国民が市民として主権を有することを前提としていたからである。ただし、その主権は直接的に行使されるのではなく、選挙を通じて代理人に委託される。したがって、議会の代議員は、市民の、あるいは市民が構成する地域（選挙区）の代表なのであった。

このようなネイション概念は、1811年1月18日に11項目の提案を提出した際のチリ代表レイバの言説の中に明確に表れている。彼によれば、「ネイション全体の主権が正しく代表されている状態 (*una presentación verdadera de toda la nación*)」を実現するためには、全体の主権の一部分、すなわち「アメリカが有する部分」が正しく代表されている必要があった。ここで彼の言う「正しく代表される」とは、「それ〔アメリカ〕を構成する諸要素に比例していること」すなわち「諸民族の主権の合計数 (*la suma de soberanías de los pueblos*)」そして「それらの個々人の合計数 (*la suma de sus individuos*)」に比例していることを指していた。このように、アメリカの代議員にとって、スペイン本国と平等の代表権と市民権を得ることは、所与の前提である主権の回復を意味した⁴³。

これと対照的なのが、スペイン本国の自由主義の代議員のネイション概念である。象徴的なのは、憲法草案策定委員会メンバーでカタルーニャ代表のエスピガが、第1条に用いた「集合体 (*reunión*)」という文言に関して説明した以下のような言説である。

「この『集合体』という用語に真の定義を与えるためには、地域の集合体ではなく、すでに示唆されたように、意思の集合体を意味するものであることを理解しなければならない。なぜなら、意思の集合体とは、国家の憲法を制定する権限を有するあの一般意思を表すものだからである。」(1811年8月25日)⁴⁴

この言説には、ルソーの一般意思概念およびシェイエスの憲法制定権力を

43 Chust, M., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), p.726 y op. cit. ("América en el proceso..."), p.513.

44 Varela, J., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), p.232.

持つネイション理論の影響が強く反映されている。また、サモラの議員代行ニカシオ・ガジェゴも、同じくルソーの『社会契約説』の文言を引用しながら以下のように陳述している。

「ネイションとは…自らの意思で道徳的団体 (*un cuerpo moral*) を構成することに合意した自由な人間の連合体である。これ〔道徳的団体〕は、それを構成する個人の意思の結果たるべきもの、また社会全体の福利と有益性を唯一の目的とする法をもって統治されるべきものである」(1811年8月29日)

以上のようなオーソドックスな国民主権理論を披露した一方、彼らのネイション解釈では、人民主権的概念は否定されている。ネイションは個人の意思の集合体であって個人の総体すなわち人民 (*el pueblo*) とは理解されていない。不可分で抽象的・概念上の存在である。そしてこの解釈に基づけば、フランスの1791年憲法が能動的市民権と受動的市民権を区別したのと同様に、国民と市民の機能による区別も正当化できた。したがって、選出権ならびに被選出権は、アメリカの代議員が主張するような「自然権」ではなく、国家の法秩序の中で付与される「公共の機能」であり、一定の条件の下で、場合によっては「人種」によって、区別されることも正当化されたのだった⁴⁵。

3) ネイションと地域に関する議論

以上のようなネイション概念の違いが、憲法の草案をめぐる議論を通じて展開された。憲法の起草は、1811年3月2日に議会内に設置された憲法草案策定委員会の主導のもとで進められた。委員長ムニョス・トレロを筆頭に、アルグエジェス、エスピガラスペイン本国の自由主義者だけでなく、アメリカの代議員5名も含め、計13名で構成された。

1812年1月末まで続く議論の中で、ネイションが一般意思という不可分の概念的集合体なのか、あるいは代議員に代表される県の集合体なのかという論点は、最も白熱した争点の一つだった。

45 Ibid., p.233.

憲法草案策定委員会内でも強い影響力を持ったスペイン本国の自由主義的代議員の考え方は、憲法制定に先立ち発表した序文の中で⁴⁶、旧来の議会制度に言及しながら、身分制の議会構成と併せて都市代表制度も批判していることにも暗示されている⁴⁷。

特に激しい論戦のきっかけとなったのは、憲法草案策定会議が1811年4月10日に提示した第10条と第12条の草案だった。スペインを構成する諸地域を列挙した第10条に関連して、第12条で将来的な行政区画の再編が示唆されたことに対し⁴⁸、まず先に反応したのは、スペイン本国の保守派の代議員、アネルとボルイである。18世紀初頭の「新組織王令」によって中世来の地方特権を失っていたカタルーニャとバレンシアを代表する両名は、各地域の特性や歴史、地域内部のつながりを無視した画一的な再編を懸念していたのである⁴⁹。

これに対し、憲法草案策定委員会のムニョス・トレロは、「我々は、スペイン国民があたかも一つではないかのごとく、また様々な王国と領土を有しているかのごとく話している。地域間のこれらの区分を全て消滅させること、そして、王国内のその他の地域の全ての基本的法を当憲法の中で融合させることが我々の使命である。…我々は唯一のネイションを構成するのであって、様々なネイションの集合体ではないということに合意することを私は望む」と発言するなど⁵⁰、ネイションの一体性を前提とした法の一元化を訴えたが、この発言をアメリカの代議員たちが黙認できたはずがない。

前述のチリ代表レイバは、行政区画再編の意義が「ネイションの統一性 (la unidad de la Nación)」にあることに理解を示しながらも、この「統一性」は、

46 序文は、主にアルグエジェスとエスピガによって起草され、1811年8月11日、11月11日、12月24日の3回に分けて読み上げられた。*La Constitución de Cádiz (1812) y Discurso preliminar a la Constitución*, Edición, introducción y notas de Fernández García, Antonio, 2002, Madrid, Editorial Castalia, p.190.

47 Varela, J., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), p.234.

48 1812年憲法第11条として、「国民の政治状況がそれを許す時に、憲法の箇条 (una ley constitucional) により、スペイン領土のより適切な区分が行われるものとする」と定められることになる。

49 アネルとボルイの発言は、Varela Suanzes, Joaquín, "Nación, representación y articulación del estado en las Cortes de Cádiz", Rújula, Pedro (coord.), *Constitución y representación en las Cortes de Cádiz. Los diputados aragoneses*, Revista de historia Jerónimo Zurita, no.87, pp.16-17, に再現されている。

50 Varela, J., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), p.pp.237-238.

ムニョス・トレロらが考えるような所与の前提あるいは概念上のものではなく、地域のまた個人の実際の結合から派生する結果であると主張した⁵¹。このような、各々独自の主権を本質的に有する諸地域が集合して国民主権が成立するという論理に従えば、諸地域が本来の主権を王権から取り戻すことの正当化も可能になる。実際、彼のこの主張は、後にアメリカ諸地域の離反運動の中で援用されることになる。

さて、レイバはこの後の議論でも、地域を基礎とするネイション論を主張し続けている。国民議会代議員の被選出権を「その地域を出自とする者」だけでなく「その地域に七年以上居住している者」にも認める第91条の草案が提示されると、彼は、スペイン本国から派遣される役人などいわゆる「半島人」にも被選出権が認められる可能性を懸念し、これに強く抵抗している。この時の、「ガリシア人がガリシアを代表し、アストゥリアス人がアストゥリアスを代表し、そしてペルー人がペルーを、またその他の地域からもしかするべく平等に〔地域を代表して議会に〕参集した場合に、スペインというネイションが正しく自然の法則通りに代表されること〔という目標〕が達成される」という発言は、代議員は地域の代表であるという固い信念に貫かれている⁵²。

一方、スペイン本国の自由主義の代議員はこの主張を強く否定した。エスピガは、「私はこれ〔レイバの主張〕が一つの政治的誤りであると確信している」と完全否定したうえで、代表者の選出の際の最優先目標は、「故郷愛 (el amor a la patria)」ではなく「ネイションの全体的福利 (el bien general de la nación)」であると反論し、またアルグエジェスも、「国民の代表は一つ」すなわち国民議会のみであり、この唯一のそして不可分の代表機関である議会のみ「諸民族の意思を表明することが許される」としてレイバらの主張を退けたのである⁵³。

しかし、アメリカの代議員の態度は揺るがなかった。憲法草案策定委員会に所属するアメリカの代議員5名中4名が連名で提出した文書(1811年12月26日)でも、彼らの主張は一貫している。この文書は、憲法改正手続き

51 Ibid., p.241.

52 メキシコ代表グルディ・イ・アルコセルやペルー代表モラレス・ドゥアレスも、レイバの意見に賛同し、彼を援護する発言をしている。Varela, J., op. cit. ("Nación, representación y articulación..."), pp.20-21.

53 Varela, J., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), pp.238-239.

を規定する第10編が策定される機会に乗じて提出されたものであるが、デメトリオ・ラモスの分析によれば、その主たる目的は、憲法制定後の改正手続き自体を議論することではなかった⁵⁴。この文書の趣旨は、彼らがこの時議論していた草案が、現行の議員構成の中で可決・議決され、憲法としての効力を持つことへの抗議、すなわち現行議会の代表制度の欠陥に対する不満表明だったのだ。チリ代表のリエスコも、この文書に賛同し、「特別な権限を有する近い将来の議会において」、「各代議員が、その出身地域を代表し、またその地域の権限の効力をもって、議会の名において〔この憲法草案を〕宣言し、承認を行うこと」を強く求めている。策定中の草案の「諸民族による再検討 *se revea por los pueblos*」、すなわち各地域の真の代表による最終的な検討と承認こそが、彼らの要求の真意だったのである⁵⁵。

3. 国民国家における自治権問題

1) アメリカ代表の代議員からの地方分権化の訴え

レイバら4人が提出した文書には、リエスコだけでなくアメリカの他の代議員からも支持の声が相次いだ。その中で、議員代行の無効性を訴えたメンディオラとオストラサや、代議員の使命を外交官のそれに例えたロペス・デ・プラタらの主張には、地域の主権の受託者たる代議員の存在意義が強く打ち出されている⁵⁶。そしてそこには、主権の一部が地域に存することが暗示されていたが、チュストによれば、アメリカの代議員たちにとっての主権とは、ネイション全体レベルとその下位に位置する地域レベル、さらにはその下の市会レベル、という具合に三層化 (*triple división de representación*) されてイメージされていた⁵⁷。そして、それを具現化する方法とは、地方議会 (*diputaciones provinciales*) と市会を全国的に整備し、各レベルの主権の代表

54 憲法制定後に、アメリカにとって不都合な条項を、恐らくアメリカの代議員がより多く参加する議会で改正することがこの文書の目的の一つであったことも当然否定できない。また、特にアメリカの大学で法を学び、複雑な議論と何重もの承認のプロセスを経てインディアスの法制が確立した歴史を知っていたモラレス・ドゥアラレスとレイバにとっては、この草案で提示された改正手続きは不十分なものに思われた。Ramos, Demetrio, "Las Cortes de Cádiz y América", *Revista de estudios políticos*, no.126, 1962, pp.511 y ss. cit. por Varela, J., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), pp.229-230.

55 Ibid., p.230.

56 Ibid., pp.230-231.

57 Chust, M., op. cit. ("América en el proceso de..."), p.513.

者がそれぞれ合法的に民選されること、すなわち地方自治体制を確立することにあった。

そのため、統一されたネイションにふさわしい画一的で中央主導型の地方行政の枠組みが憲法草案策定委員会から提示されると⁵⁸、その内容を不服とするアメリカの代議員たちは、地方議会の構成メンバーの増員や、地域の特性や面積の違いを反映させた多様な組織作りを求めたほか、地方自治の本質について問題提起した⁵⁹。その先鋒に立ったのが、メキシコ代表グルディ・イ・アルコセルである。1812年1月13日のセッションにおける次のような彼の発言には、副王をはじめとする半島出身の役人が何世紀にも渡ってアメリカの政治的主導権を握ってきたことへの強い不満と皮肉が込められている。

「地方代議員とは、出身県の民族の代表であると私は理解している。市会の参事までもが以前からそのような存在〔都市民の代表〕として理解されてきたのだから。(地方代議員とは) 民衆が選出すべき人物であり、また彼らに付与される権限は、民に由来するべきもの、あるいはネイションの代表である国民議会に由来するはずのものであり、行政権力〔中央政府〕に由来するのではない。すなわち(地方議会の代議員は) 民族の代表なのだ。」⁶⁰

コスタリカ代表カステイーリョも、市会に言及しながら同様の意見を述べたが、このような地方分権の発想に、憲法草案策定委員会メンバーをはじめとする本国の自由主義者は危機感を抱いた。カステイーリョの意見陳述を受けて反論したアストゥリアスの代議員トレノ伯(Queipo de Llano)の以下のような言葉には、アメリカ側が求める自治体制への強い懸念が滲んでいる。

58 1812年憲法の第6編「王国の県および市町村の内部統治について」がそれにあたる。この中で、人口1000人以上の市町村に市会を設置する旨が規定されたこと自体は、コアウイラ(メキシコ)選出の代議員ミゲル・ラモス・デ・アリスベの「(ヌエバ・エスパーニャ副王領)東内陸部に関する報告書」(1811年11月7日)の提言の一つが採用された結果であり、これがスペイン本国ならびに特にアメリカにおける市会の爆発的増加、ひいては地域社会におけるクリオーリョの政治参加を促進する契機となったと評価される。Ibid., p.510.

59 これらの提言には、地域の「特異性」の尊重を求めたカタルーニャ代表のアネルとバレンシア代表ボルイも賛同の意を示した。Varela, J., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), p.243.

60 Chust, M., op. cit. ("América en el proceso de..."), p.514.

「これ〔市会は市民の代表であるとするカスティージョの理論〕は誤りである。ネイションの中には、国民議会以外に代表は存在しない。先ほどの（カスティージョの）発言のとおり、市会が代表組織であり、したがって独立した組織 (*cuerpos separados*) として存在するとすれば、（それらの市会は）必然的に、単一で不可分のネイションではなく、連邦制のネイションを構成することになるだろう。…市会は本質的に行政権力に従属する。したがって、行政権力の道具でしかなく、（市会の構成メンバーは）ネイションの全体的福利に利するとの判断に基づく特別の方法で選出される。しかしそれと同時に、それらが無意識に連邦制へ流れ、そちらへ向かうことを回避するために、王から直接任命される政治的リーダーの抑止力をそれらに配置する必要がある。これこそが連邦制回避策として憲法が制定すべき方策であると私は考える。我々が形成しようとしているのは、唯一で単一のネイション以外の何ものでもないからである。」⁶¹

トレノ伯が恐れていたのは、「ネイション〔スペイン王国〕が、その広大さゆえに、自由主義体制の下で連邦主義へと駆り立てられる」ことだった。彼の脳裏に浮かんでいたのはアメリカ合衆国やスイスという具体的な前例であり、この「連邦主義の脅威」が、地方の独立の連鎖を惹起することに強い危機感を覚えていたのである。

しかし、アメリカ代表の代議員たちはむしろ、独立運動を抑制する手段として自治権の付与を求めている。確かに、前述のレイバの発言にもあったように、彼らのネイション理念自体は、ネイションが「分子化すること *atomizarse*」すなわち構成要素の母体からの分離を理論上可能にするものだった⁶²。しかし、レイバ自身も含め、アメリカの代議員が代表していたクリオーリョにとって求めるべきは、政治的従属からの脱却を通じて可能性が開かれる自由な経済活動であり、従ってスペイン王国の経済圏からの離脱は望んでいなかった。この意味で、クリオーリョは、帝國的支配というベクトルと独立というベクトルの間で、チュストの指摘通り「バランサー (*equilibrista*)」

61 Varela, J., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), p.244.

62 Ibid., p.241.

的役割を果たしていたといえる⁶³。

2) アメリカ社会のリアクション

しかし、アメリカではそのバランスが崩れつつあった。自治権の獲得ではもはや満足できないクリオーリョの運動が激しさを増していたのである。

運動の中心となった各地の評議会に対し、スペイン本国の行政権力は「反逆者、反乱者 (insurgentes, rebeldes)」のレッテルを貼ったが⁶⁴、評議会自体は最初から独立を志向していたわけではなく、当初は、「フェルナンド7世の権限の守護者 (Defensoras de los derechos de Fernando VII)」を自任し、王権不在の非常時に主権を暫定的に預かるという理論で運動を正当化するなど⁶⁵、本国の運動と同じ大義に依拠しつつ、本国の政治当局に戦いを挑んだ。

これら評議会も、またその運動を支持する地元のジャーナリズムも、彼らの考える正義に基づいて運動に意義を与え、スペイン本国の政治を批判した。ブエノス・アイレス評議会がカディス議会の第9号法令を参照しながら「出版の自由」を決議した(1811年4月20日)のも、自由な言論活動を政治運動の武器として重視していたからに他ならない⁶⁶。

革命の意識の強いクリオーリョは、カディス議会における議論の推移を注意深く観察したが、彼らが特に問題視したのが、代表権の平等問題である。この問題に関しては、すでに最高中央評議会が海外領土の代表選出に関する法令を出した時から、その内容に対してグアテマラ市参事会が不満を表明しており(1810年1月30日)⁶⁷、また結成間もないカラカス評議会でも、摂政会議からの代表派遣の命令に対して、9名という人数が広大なアメリカの領土に比例していないことへの異議が表明された(1810年5月3日)。その抗議内容が翌6月にアメリカ合衆国の新聞紙上に掲載されると、それが9月にはブエノス・アイレスで、そして10月にはマドリードの新聞でも取り上げ

63 Chust, M., op. cit. ("América en el proceso..."), p.511.

64 Martiré, E., op. cit. ("Proyección del liberalismo..."), p.693.

65 Chust, M., op. cit. ("La vida política"), p.71.

66 言論の自由の法制化を提案したグレゴリオ・フネスは、離反運動に一貫性を持たせるべく、この法案の出典がカディス議会の法令であるという事実を隠し、「ヨーロッパのいくつかの刊行物」に着想を得たのだと説明した。Martiré, E., op. cit. ("Proyección del liberalismo..."), p.686.

67 この時の意見表明は、最高中央評議会からの意見照会の要請に応える形で行われたものだった。

られている⁶⁸。

特に激しい抗議は、1811年1月31日、同じくカラカス評議会から発せられた。その発端は、ベネズエラ代表としてカディス議会に参加していた議員代行2名から、このまま彼らを代議員として承認するか改めて代議員を選出するかを選択を求めた書簡がカラカス市参事会に送られたことにある。書簡を受け取った市参事会に代わって意見表明をするにあたり、カラカス評議会は、議員代行制度そのものを「道徳と正義の道に反する行為」と断罪したうえで、本質的問題に踏み込んだ。フェルナンド7世の譲位をもってベネズエラは「自らの主人 (dueña de sí misma)」としての政治的自立性を獲得したと主張し、国王への忠誠を守りつつ、スペインの政治当局との主従関係の解消を宣言したのである⁶⁹。

その後、カラカス評議会は、ベネズエラ軍管区内の諸地方からの賛同を得てスペイン国王への臣従の誓いも破棄し、独立を宣言することになる(1810年7月5日)。そこには、「自由かつ独立した国家として、(国家内の)諸民族の一般意思に沿うような統治形態を構築し、…自由かつ独立した国家が実行・実践するその他全ての行動を実行・実践するための完全な権限を有する」と明言され、同年12月には三権分立や基本的人権などを定めた憲法も制定された⁷⁰。またこれに続いて、同年11月11日には、カルタヘナ評議会の主導によりコロンビアも独立を宣言した。特筆すべきは、独立を選択させた決定的要因として、公正で平等な代表権付与に関してのカディス議会の極めて消極的な態度に言及し、これについて前者が「議論の余地のない我々の政治的重要性を無視した」、後者が「我々の正義の訴えに耳をふさぎ」、「希望を打ち砕いた」と厳しく非難している点である⁷¹。

また、アルゼンチンでも事実上の独立運動が頂点に達しようとしていた。1811年2月25日、運動の思想的主導者フネスが新聞『ブエノス・アイレス *Gaceta de Buenos Aires*』紙上にカディス議会に関する論考を寄稿し、ホセ1世の統治下にある都市の代表も出席していること、代議員の人数の不平等、

68 Ibid., p.690.

69 Ibid., p.692.

70 ただし、基本的人権に関する条項は憲法の最後に置かれるなど、優先順位は低かったようである。Portillo, J., op. cit. ("El nacimiento de la política..."), p.78.

71 Martiré, E., op. cit. ("Proyección del liberalismo..."), pp. 692 y 694.

議員代行における代表の実態の欠如など、主に代表制度に関わる欠陥を理由に挙げながらその無効性を説くと、ブエノス・アイレス評議会だけでなく、スペイン王政下で地方行政機関として機能していたアウディエンシアならびに市参事会もフネスに同調し、摂政会議が任命したエリオを副王として認めない旨を宣言するとともに、カディス議会への忠誠の誓いも拒否したのである⁷²。

一方、自治体制の確立への希望を捨てていない地域も、本国政府に対する圧力を強めていた。最高中央評議会に副王領代表を送る際、サンタフェのカミロ・トレスが彼に託した「指令書」には、「ヨーロッパの領地とアメリカの領地の間に主従関係があってはならない」と明記され、「自治の平等」と「王国全土における集团的代表の平等」を憲法によって実現するよう使命が与えられた。スペイン本国で「1812年憲法」が制定されるよりも先に、ボゴタ、キト、サンティアゴ・デ・チレの各地で、独自の憲法が起草され、立憲君主国のあるべき姿がすでに構想されていたという事実にも、革命を急ぐ彼らの姿勢が表れていると言えるだろう⁷³。

むすび

本稿は、スペイン史において実質上初の国民議会と評されるカディス議会の意義について、理想的ネイション・ステートの具現化という文脈の中で考察することを目的として、海外領土も含めたスペイン王国の再編成をめぐる議論の再構築を試みるものだった。カディス議会を核として展開された運動（あるいは「革命」）を、「イスパニア的」広がりを持つ視野に立ちながら観察することにより、本国の代議員とアメリカの代議員、そしてカディスとアメリカ植民地の各々の主張が相互に関連して展開していることを確認することができた。

スペイン本国の自由主義者の主導のもと主権国家の実現を目指したカディス議会は、同じように自らの主権を盾にとって本国と平等な地位を勝ち取ろうとするアメリカの代議員に対し、代表権を含む様々な権利の平等を理念上

⁷² Ibid., pp.691-692.

⁷³ Portillo, J., op. cit. ("El nacimiento de la política..."), pp.79-80.

の原則として認めつつ、植民地に対する本国としての政治的優位性を保つべく、制度上一定の制限を設けた。それは、近代初頭スペインの自由主義が陥った自己矛盾への暫定的解決策だった。このような自由主義の理念をスペイン・アメリカの全域において貫徹することのできない「妥協」にも見える姿勢は、少なくとも19世紀前半を通じて政権党派に受け継がれていくこととなる⁷⁴。

本国の代議員とアメリカの代議員がカディス議会を舞台に戦わせた議論は、主として代表制度の在り方をめぐるものだったが、両者間の意見の対立は、代議員に代表されるネイションあるいは代議員に委託される主権に対する理解の相違に起因していた。一般意思という概念に裏付けられながら、不可分の統一体としてネイションの構築を目指した本国の自由主義者が、政治的一体性と同時に「ナショナルティー（国民としての帰属性）」にも一体性を求め、中央集権的国家の枠組みを是としたのに対し、アメリカの代議員が理想としたネイションとは、各々の地域住民が政治的自立性を持ちながらも複合し、全体として主権の一部を担うものであり、そうした意味で彼らにとっての「ナショナルティー」は多様な帰属性の集合体であった。このようなアメリカ代議員らの構想は、地域分立型の連邦的国家への転換を促すものとして本国の自由主義者からは危険視されたが、クリオーリョがアメリカの代議員に託した自治権の獲得という目標は彼らの経済的利害と一対を成すものであり、彼らがスペイン王国の経済圏の一部として自由な経済活動の可能性を模索している限りは、その政治目標も中央の権威を脅かさない範囲に留まっていたはずである。クリオーリョは、本国の自由主義者が主導する革命の進展に注視しながら、その微妙なバランスを保っていたと言える。

しかし、すでにアメリカの一部は、カディス議会の成果に疑いを持ち始めていた。イベリア半島において最高中央評議会が創設され革命が始動した当初から、アメリカでもこれに共鳴し、その一翼を担うことを自負する運動が

74 フェルナンド7世の治世後半の反動期を経て、イサベル2世の治世下の1836年に政権をとる進歩派政権は、「1812年憲法」を復活させた後に、さらに進歩的な「1837年憲法」を制定することになるが、その起草に関わることになるのが、「1812年憲法の父」とも言えるアルグエジェスである。アルグエジェスは、ロンドン亡命中にカディス議会の回顧録を記している（スペインに帰国した翌年の1835年にロンドンで出版される）が、その中で彼は残り僅かなアメリカの領土について、ネイションの一部ではなく植民地としての位置づけが維持されるべきであるという見解を示している。Chust., M., op. cit. ("América en el proceso..."), p.516. これには、アメリカの要求に一部譲歩した「1812年憲法」制定の後、次々と海外領土を喪失したという苦い記憶が強く影響したものと思われる。

始まっていたのは事実である。各地のクリオーリョが結成した評議会も、自分たちの革命にスペイン本国と同様の自由主義的意義を与えていたのだ。しかしながら、国王が不在、半島の政治当局も国家運営を指揮することはおろかなポレオン軍に打倒されるかもしれないという状況の中、クリオーリョは、地方の主権を否定し続けるカディス議会に見切りをつけ独立を宣言した。彼らにとっては、独自の自由主義革命を完遂するという大義名分が十分に成立しえたのである。

カディス議会で構想されるネイション・ステートが、地域への主権の分与にも、また経済活動の自由化にも消極的であることが明らかになると、クリオーリョはもはや balanサーとして機能する必要性を失い、独立の大義へと一気に傾くことになる。

参考文献

- La Constitución de Cádiz(1812) y Discurso preliminar a la Constitución*, Edición, introducción y notas de Fernández García, Antonio, Madrid, Editorial Castalia, 2002.
- Berrueto León, María Teresa, “La actuación de los militares americanos en las Cortes de Cádiz (1810-1814)”, *Revista de Estudios Políticos (Nueva Epoca)*, no. 64, abril-junio 1989, pp.235-258.
- Chust Calero, Manuel, “Las Cortes de Cádiz y la problemática americana”, *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988, Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988)*, Cortes de Castilla y León, 1990, vol.I, pp.717-731.
- “América en el proceso revolucionario burgués español, Gil Novales, Alberto (coord.), *La revolución liberal: Congreso sobre la Revolución Liberal española en su diversidad peninsular (e insular) y americana (Madrid, abril de 1999)*, Madrid, Ediciones del Orto, 2001, pp.503-516.
- “La Pepa, una constitución para América”, *La Aventura de la Historia*, no.44, Madrid, Editorial Arlanza, junio del 2002, pp.78-81.
- “La vida política”, Chust, Manuel (coord.), *Crisis imperial e independencia*, Tomo 1 de *España* (dir. por Canal, Jordi), Madrid, FUNDACION MAPFRE, 2010, pp.49-106.

- Flaquer Montequi, Rafael, “Las Cortes de Cádiz” diez años después: historiografía y balance, Artola, Miguel (ed.), *Las Cortes de Cádiz*, Madrid, Marcial Pons, 2003, pp.249-272.
- González Adánez, Noelia, “El Absolutismo y la Constitución de Cádiz: consideraciones sobre la gestación del “poder responsable en la crisis del Antiguo Régimen”, *Política y Sociedad*, vol. 40, no.3, 2003, pp.215-237.
- Martiré, Eduardo, “Proyección del liberalismo gaditano en los países de América”, *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988, Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988)*, Cortes de Castilla y León, 1990, vol.I, pp.663-703.
- Morales Moya, Antonio, “La Nación española preconstitucional”, *Cuadernos dieciochistas*, no.12, 2011, pp.19-36.
- Pérez, Joseph, “Las luces y la independencia de Hispanoamérica”, Pérez, Joseph, Alberola, Armando (eds.), *España y América entre la Ilustración y el liberalismo*, Casa de Velázquez, Instituto de Cultura “Juan-Gil Alberto”, 1993, pp.69-76.
- Portillo Valdés, José María, “El nacimiento de la política moderna en el Atlántico hispano”, VV.AA., *El nacimiento de la política en España (1808-1869)*, Madrid, Editorial Pablo Iglesias, 2012, pp.69-83.
- Rieu Millán, Marie-Laure, “Los diputados americanos en las Cortes de Cádiz: Elecciones y representatividad”, *Quinto centenario*, no. 14, Univ. Complutense, 1988, pp.53-72.
- , *Los diputados americanos en las Cortes de Cádiz: igualdad o independencia*, Congreso Superior de Investigaciones Científicas, 1990.
- , “José Mexía Lequerica, un americano liberal en las Cortes de Cádiz”, Pérez, Joseph, Alberola, Armando (eds.), *España y América entre la Ilustración y el liberalismo*, Casa de Velázquez, Instituto de Cultura “Juan-Gil Alberto”, 1993, pp.77-90.
- Torres Ibáñez, Juan, “Diputados hispanoamericanos en las Cortes de Cádiz”, *Enlace Enred*, núm.21, 2001, pp. 69-42.
- Varela Suanzes, Joaquín, “Las Cortes de Cádiz: Presentación nacional y centralismo”, *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988, Actas de la tercera*

etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988), Cortes de Castilla y León, 1990, vol.II, pp.217-246.

- “Nación, representación y articulación territorial del estado en las Cortes de Cádiz”, Rújula, Pedro (coord.), *Constitución y representación en las Cortes de Cádiz. Los diputados aragoneses*, *Revista de historia Jerónimo Zurita*, no.87, 2012, pp.11-40.

立石博高, 「スペインの自由主義とカデイス議会」, 遅塚忠躬・松本彰・立石博高編著, 『フランス革命とヨーロッパ近代』, 同文館, 1996年, 157 - 184 頁.

- 「カデイス憲法とスペイン王国 国民／市民の規定をめぐる」, 立石博高・篠原琢編, 『国民国家と市民 包摂と排除の諸相』, 山川出版社, 2009年, 40 - 67 頁.

中本香, 「政治エリートのネイション論に見る近代スペインの自由主義運動」, *Estudios Hispánicos*, 大阪大学外国語学部スペイン語部会, 第38号, 2014, pp.87-112.